

## 医療過誤裁判事例から考える薬剤師の役割－5

### 禁忌薬剤の使用と薬剤師の役割

○森田 夕美子<sup>1</sup>, 椿原 徳将<sup>1</sup>, 羽生 琢真<sup>1</sup>, 三村 知美<sup>1</sup>, 秋本 義雄<sup>1</sup>(<sup>1</sup>東邦大薬)

【はじめに】小児に禁忌薬剤を投与し副作用が発生した裁判例を基に禁忌薬剤と薬剤師の役割について考察する。

【事件の概要】女児の右足小指の水膨れが破れて腫れ、医師は小児に禁忌とされているニューキノロン系薬剤であるフルマーク錠を投与した。その後女児の全身に発疹・紅班が発生・消褪を繰り返すこととなった。裁判所は医師の過失を認め、医師及び病院側に266万7077円の支払いを命じた。(福岡地裁平成17年1月14日「最高裁判所のwebページ」)

【裁判所の指摘】当該女児の受診時の症状は重篤ではなく、またフルマーク錠は小児には禁忌であった。よって投与を例外的に認める合理的理由はない。

【得られた教訓】当該医師は禁忌薬剤を投与しても必ずしも副作用が起るとは限らないと考えていたことが認められる。これは添付文書に沿わない医薬品の使用により患者に不利益を与えた場合は特定の理由がない限り過失を推定する(平成8年1月23日 最高裁判決)という判断に従わなかったものである。

【薬剤師への当てはめ】禁忌薬剤が処方された場合、疑義照会の対象となる。処方医からの回答および収集された患者情報から、薬剤師が納得した場合には調剤することとなる。そのためには当該薬剤の使用についての十分なエビデンスがあるかを調べる必要がある。しかし、使用が妥当ではないと判断した場合、処方医に対して異種同効薬など他の薬剤への変更など処方意図に沿った提案をする必要がある。一方、小児に関して安全性が未確定という医薬品が多くあるが、それらの使用については関係学会のガイドラインなどを積極的に判断材料として活用するべきである。それらをエビデンスとして添付文書にも反映すべきであろう。